

「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》に対する 当社の取組みについて

○表明

当社は、適切に受託者責任を果たすため、金融庁において設置された日本版スチュワードシップ・コード検討会が策定した以下の「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》（以下、同コード）の趣旨に賛同し、2016年7月にこれを受け入れることを表明し当社方針を公表いたしました。その後、同コードの改訂を踏まえ、2017年11月に当社方針の一部改定を行っております。

この度、金融庁による同コードの再改訂を受け、当社方針につきましても改訂を行いましたのでご報告申し上げます。今般の同コードの改訂主旨を踏まえ、引き続き、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解に基づく建設的な「目的を持った対話」（エンゲージメント）などを通じて、当該企業の企業価値の向上や持続的成長を促すことにより、お客様の中長期的な投資リターンの拡大を図るため、取り組みの強化に努めて参ります。

○方針

「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》

原則1. 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

当社は資産運用会社として、お客様から委託された資金を運用し、お客様の利益向上を目指す責任を有しています。

そのため、投資先企業の企業価値向上や持続的成長を促すことはこの責任を果たすための重要な要素であると認識し、「目的を持った対話」や「議決権行使」を通じてその実現に努めます。また、企業活動におけるガバナンス強化や環境及び社会問題への配慮が中長期的な企業価値向上に資するとの考え方のもと、「目的を持った対話」や企業開示情報などから投資先企業のサステナビリティ（ESG要素を含む中長期的な持続可能性）の課題への対応力を見極め、運用戦略に応じて投資判断に活用してまいります。

なお、「目的を持った対話」の内容は、資産運用に関する基本方針の決定機関である「投資政策委員会」に報告し、その対話内容を社内で共有するとともに、対話状況や投資先企業の認識等について組織的に評価していくことで実効性ある対話の継続に努めてまいります。

原則2. 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

当社は、利益相反が生じる場合、社内で定めた「利益相反管理方針」に基づき、お客様の利益を最優先に考えて業務を遂行してまいります。

スチュワードシップ責任を果たすうえで、お客様との間で利益相反が生じる可能性がある取引等として、議決権行使ならびに有価証券投資に関する事項を想定しております。これらを回避するため、池田泉州 HD が発行する有価証券ならびに池田泉州 HD が指定する企業（利害関係

「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》に対する 当社の取組みについて

のある企業)が発行する有価証券への投資に制限を設けております。

また、有価証券投資に関する利益相反については、売買の執行に関するものと金融商品取引法等により定められている事項を想定し、以下の管理をしております。

- ・ 売買の執行に関する利益相反

運用指図者と発注者を分離し、運用財産間の利益相反が生じないように管理しております。

また、発注先金融商品取引業者については、手数料率や取引執行能力等を総合的に判断し、選定のうえ見直しを図り、最良執行に努めております。

- ・ 金融商品取引法等により定められている事項

運用財産に係る取引情報の不当な利用が生じないように、役職員による有価証券の自己売買について、社内規定を設け定期的に社内審査を行っております。

なお、議決権行使結果や利益相反管理状況については定期的に取締役会に報告を行います。

原則 3. 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである。

当社は運用担当者が、開示資料(中長期経営計画や決算状況資料など)を分析し、「目的を持った対話」を行うことで、投資先企業の状況を的確に把握するよう努めます。

原則 4. 機関投資家は、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。

当社は運用担当者が、IR担当者等への取材を通じて投資先企業との対話を継続的に行うことにより、持続的成長や企業価値の向上に向けての認識を共有することに努めます。

また、投資家としての考え方を伝え、投資先企業が持続的成長や企業価値の向上に向けて取り組むことを促してまいります。

なお、「目的を持った対話」については、サステナビリティ(ESG要素を含む中長期的な持続可能性)や運用戦略を踏まえ、可能な範囲で実効性や継続性を意識した対応を行ってまいります。

また、投資先企業との対話につきまして、当社は単独で行っておりますが、今後、他の機関投資家と協働して対話を行う方法も検討してまいります。

原則 5. 機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。

当社は、ホームページに掲載している「議決権行使の基本方針」や判断基準等を定めた「議決権行使に関するガイドライン」をもとに、適切に議決権行使を行います。

議決権行使の結果につきましては、議案の種類ごとの集計結果の公表に加えて、個別議案ごと

「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》に対する 当社の取組みについて

の行使結果をその概要とともにホームページで公表しております。

また、議決権行使において、利益相反が疑われる議案や個別に定性要因を考慮した議案についてはその賛否の理由を開示します。

なお、当社は議決権行使助言会社のサービスは利用しておりません。

原則 6. 機関投資家は、議決権の行使も含め、スチュワードシップ責任をどのように果たしているのかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべきである。

当社は、スチュワードシップ責任を果たすため、議決権行使の結果について定期的にホームページで公表いたします。

また、必要に応じて、お客様に対しスチュワードシップ活動に関する詳細な報告を行っております。

原則 7. 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほか運用戦略に応じたサステナビリティの考慮に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきである。

当社は、スチュワードシップ責任を果たし投資先企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための、必要な態勢整備を進めてまいります。また、有益で建設的な「目的を持った対話」を行えるよう、常に知識や技能の向上・研鑽に努めます。

また、当社経営陣は、スチュワードシップ責任を果たすため、自らが重要な役割と責務を担っていることを認識し、組織全体の体制整備と運営に取り組んでまいります。

なお、スチュワードシップ活動の結果に加え、「投資政策委員会」における投資先企業との対話内容の評価についても、定期的にお客様に報告を行います。

[トップページ](#) | [会社案内](#) | [プライバシーポリシー](#) | [勧誘方針](#) | [スチュワードシップ・コードの取組みについて](#)

[利益相反管理方針](#) | [反社会的勢力への対応方針](#) | [議決権行使の基本方針](#) | [議決権行使の結果](#)

[お客さま本位の業務運営基本方針](#) | [当社の苦情処理措置について](#) | [証券取引等監視委員会情報窓口](#)